

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和6年9月13日

須賀川市長 大寺 正晃

1 制限付一般競争入札に付する事項	
(1) 委託番号	下委第39号
(2) 件名	公共下水道 管路施設点検調査業務委託
(3) 場所	須賀川市 上北町 地内外
(4) 期間	令和6年10月18日(金) ～ 令和7年3月21日(金)
(5) 業種	管路調査
(6) 概要	本管テレビカメラ調査工 L=5,461.2m
(7) 発注課	上下水道部下水道施設課
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
対象業務の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。	
(1)	須賀川市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けていないこと。
(4)	福島県内に本店又は営業所（支店）を有する者で、営業所（支店）については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。
(5)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
(6)	市税の滞納がないこと。
(7)	現場代理人もしくは主任技術者については、下記①または②の資格を有する者とする。また、当該技術者は配置時点において、入札業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日前に連続して3か月以上）にある者とする。 ①公益社団法人 日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理主任技士」もしくは「下水道管路管理専門技士・調査部門」の資格を有する者。 ②地方共同法人日本下水道事業団が実施する「下水道管理技術認定試験（管路施設）」もしくは「第1種、第2種、第3種のいずれかの下水道技術検定試験」の合格者。
3 入札参加の申込み	
入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書類一式を経営課経営マネジメント係へ提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。（提出書類の詳細は、入札参加資格確認申請書様式に記載のとおり。）	
(1) 受付期間	令和6年9月13日(金) ～ 令和6年9月30日(月) (必着) (土日、祝日を除く8時30分～17時15分)
(2) 受付場所	須賀川市上下水道部経営課経営マネジメント係（市役所3階）
(3) 受付方法	持参又は郵送により提出。 ※郵送の場合は一般書留郵便又は一般信書便事業者若しくは特定信書便業者による配達証明付きの信書便による。（簡易書留は不可）
(4) その他	記載内容に変更が生じた場合は、令和6年9月30日(月)までに再提出すること。

4 設計図書の閲覧	
(1) 閲覧場所	須賀川市上下水道ホームページ（設計図書等のデータをダウンロード可能）
(2) 閲覧期間	令和6年9月13日（金） ～ 令和6年10月16日（水）
(3) 閲覧方法	<p>ア 設計図書閲覧パスワード申請・回答書により、経営課経営マネジメント係へ電子メール(s-jgsk@city.sukagawa.fukushima.jp)で申請すること。</p> <p>イ 経営課窓口での閲覧をする場合は、設計図書閲覧等申請書及びデータを書き込んでいない未使用の電子媒体（CD-R）を持参すること。</p> <p>※設計図書の閲覧は、2の事項に該当する者に限る。 ※入手した設計図書を対象業務委託の見積以外に使用しないこと（対象業務を落札し、契約履行のため使用する場合を除く）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供しないこと。</p>
5 設計図書に関する質問の提出と回答	
(1) 質問の提出期間	令和6年9月13日（金） ～ 令和6年9月25日（水）
(2) 質問の提出場所	上下水道部経営課経営マネジメント係（市役所3階） ※電子メールの場合は、s-jgsk@city.sukagawa.fukushima.jp
(3) 回答期限	令和6年9月30日（月）
(4) 回答方法	質問者に原則として電子メールにより回答するとともに、須賀川市上下水道ホームページにおいて公表する。
6 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知等	
(1)	令和6年10月9日（水） までに制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
(2)	入札参加資格がないとされた者は、令和6年10月10日（木）までにその理由の説明を求められることができる。
(3)	市は入札参加資格がないとしたことについて、説明を求められたときは、書面により回答する。
7 入札参加資格の喪失	
<p>入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、2に掲げる条件に該当しなくなったとき又は入札申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。</p>	
8 入札保証金	
免除する。	
9 入札執行日時	
(1) 入札日時	令和6年10月17日（木） 10時00分
(2) 入札場所	須賀川市役所 4階大会議室C・D
10 入札方法等	
(1) 入札方法	紙入札
(2) 入札書記載方法	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。
(3) 最低制限価格	有 最低制限価格を下回った入札は無効とする。
(4) 無効となる入札	<p>ア 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>イ 代理人による入札で、委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ウ 入札に参加する者の記名及び押印を欠く入札（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）</p> <p>エ 金額を訂正した入札</p> <p>オ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札</p> <p>カ 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札</p> <p>キ 「資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準」により資本関係又は人的関係のある者同士がした入札</p> <p>ク その他入札に関する条件に違反した入札</p>

(5) 落札者の決定	<p>予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。</p>
(6) 再入札	<p>第1回の入札で落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者は、参加できないものとする。</p> <p>また、再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。</p> <p>失格・無効となった者は再入札に参加することはできない。</p>
11 契約に関する事項	
(1)	須賀川市契約規則及び契約条項に基づき契約を締結する。
(2) 契約保証金	規則第29条に基づき、契約代金の額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、同規則30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
(3) 代金支払い方法	納入検収後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。
(4) 入札留意事項	<p>談合情報があり、信ぴょう性のある情報と判断されるときは、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。</p>

【入札事務担当：経営課経営マネジメント係 0248-63-7118（直通）】